都市経済委員会会議録

招 集

令和5年6月30日(金)午前10時 委員会室

出席委員(9名)

(委員長) 田 村 謙 介 (副委員長) 大 下 哲 治

岡田啓介 奥岩浩基 徳田博文 中田利幸 又野史朗 松田真哉 森田悟史

欠席委員(O名)

説明のため出席した者

伊澤副市長

【総合政策部】

「総合政策課〕遠藤総合戦略室長

【経済部】若林部長

[商工課] 石田次長兼課長 上場課長補佐兼商工振興担当課長補佐 長門商工振興担当係長

【文化観光局】深田局長

[観光課] 田仲課長 宮前観光戦略担当課長補佐

[スポーツ振興課] 成田課長 宇津宮課長補佐兼スポーツ振興担当課長補佐 久城スポーツ振興担当係長

[文化振興課] 原課長 林課長補佐兼文化振興担当課長補佐

濵野課長補佐兼文化財担当課長補佐 山根史跡整備推進室長

【農林水産振興局】赤井局長兼農林課長

[農林課] 深田課長補佐兼農林振興担当課長補佐 井田農林振興担当係長 [水産振興室] 宅和室長 上村主幹

【都市整備部】伊達部長

[建設企画課] 遠﨑課長 岡島総務担当課長補佐 伊澤管理担当課長補佐

[都市整備課]本干尾課長 森課長補佐兼公園街路担当課長補佐 中原米子駅周辺整備推進室長

[道路整備課] 山中次長兼課長 長谷川道路維持担当課長補佐 足立課長補佐兼交通安全施設担当課長補佐

「営繕課」前田次長兼課長

「建築相談課」神門課長 小西課長補佐兼景観担当課長補佐

[住宅政策課] 西村課長 片山課長補佐兼住宅政策担当課長補佐 潮課長補佐兼市営住宅担当課長補佐

【下水道部】遠藤部長

[下水道企画課] 横木課長 折戸下水道企画室長 中村課長補佐兼総務担当課長補佐 [下水道営業課] 林課長 遠藤普及担当課長補佐

[整備課] 北村課長 本池課長補佐兼管路整備担当課長補佐 伊藤管路維持担当課長補佐 [施設課] 山﨑課長 見山課長補佐兼施設工事担当課長補佐

【水道局】朝妻局長

[計画課] 伊原副局長兼課長

「総務課」松田次長兼課長 田中課長補佐兼財務担当課長補佐

[浄水課] 山田担当課長補佐

[施設課] 石田技術監兼課長

出席した事務局職員

松田局長 田村次長 森井議事調査担当局長補佐 松下調整官

傍聴者

安達議員 稲田議員 今城議員 門脇議員 塚田議員 津田議員 戸田議員 錦織議員 西野議員 森谷議員 矢田貝議員 吉岡議員 報道関係者3人 一般3人

審査事件及び結果

議案第59号 米子市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について「原案可決]

議案第63号 米子駅南駐車場及び米子駅南駐輪場の指定管理者の指定について

[原案可決]

議案第64号 鳥取県と米子市が共同で整備する体育館に係る事務の委託に関する規約 を定める協議について [原案可決]

陳情第28号 国に対し、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の延期・見直しを 求める陳情書 [不採択]

報告案件

- ・米子国際会議場の指定管理者について [経済部]
- ・「米子市生活排水対策方針」の見直しについて [下水道部]
- ・令和5年度社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金(下水道部所管分)について 「下水道部」
- ・令和5年度社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金(都市整備部所管分)について[都市整備部]
- ・市道米子駅目久美町線の歩行者利便増進道路(通称:ほこみち)の指定について 「都市整備部〕
- ・がいなロード開通並びに米子駅新駅舎開業記念事業等に係る取り組みについて [都市整備部]

協議事件

- ・広報広聴委員の選出について
- ・委員派遣(行政視察)について

午前10時00分 開会

〇田村委員長 ただいまから都市経済委員会を開会いたします。

本日は、26日の本会議で当委員会に付託されました議案3件及び陳情1件を審査する

とともに、6件の報告を受けます。

それでは、経済部所管について審査をいたします。

議案第59号、米子市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といた します。

当局の説明を求めます。

成田スポーツ振興課長。

○成田スポーツ振興課長 そういたしますと、議案第59号、米子市体育施設条例の一部 を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

これは、米子市民体育館及び米子市営武道館並びに鳥取県立米子産業体育館を統廃合し、 米子市と鳥取県が共同して東山公園内に新たに整備する体育館につきまして、その名称を 米子アリーナとし、設置するために必要な条例の整備を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、条例公布の日から起算して2年を超えない範囲内において、規則で定める日に米子市民体育館及び米子市営東山補助グラウンドを廃止すること、条例公布の日から起算して5年を超えない範囲内において、規則で定める日に新たに米子アリーナを設置し、米子市営武道館を廃止することでございます。また、米子アリーナを設置するまでに、米子アリーナの使用時間、休場日、使用料を条例改正により定めることとしております。

説明は以上でございます。

○田村委員長 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と声あり]

〇田村委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆さんの御意見をお願いいたします。 又野委員。

- **○又野委員** 新しい体育館の件ですけれども、これまでも申し上げていますけれども、PFI事業ということで、ここのPFI事業、公共サービスの民営化を進めることになりますと、これまでも申し上げてたのと重なるんですけれども、国が行っていたPFI事業の中でも、契約どおりですか、仕様書どおりに市民サービスが提供されてなかったっていうことが指摘されたという報告も、結構な数が上ってると聞いてます。株主への多額の配当や役員への高額報酬などの形で市民の利用料金や税金が流れていってることにもなります。利用料金の値上げや市民サービスの低下などで市民の負担が増えることも考えられるので、世界では公共サービス民営化というこれまでの流れから、再公営化へ切り替わっているということは御承知の方も多いと思います。そういう意味でも、公共サービスの民営化進めることになるこの事業、条例の制定ですけれども、賛成できないという立場ですので、申し上げておきます。以上です。
- **〇田村委員長** これは反対ということですか。
- **〇又野委員** はい。
- ○田村委員長 反対をされるという。
- ○又野委員 はい。
- ○田村委員長 分かりました。

では、ほかにございませんか。

[「なし」と声あり]

〇田村委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第59号、米子市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者举手···大下委員、岡田委員、奥岩委員、徳田委員、中田委員、松田委員、森田委員]

〇田村委員長 ありがとうございます。賛成多数であります。よって、本件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号、鳥取県と米子市が共同で整備する体育館に係る事務の委託に関する規約を定める協議についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

成田スポーツ振興課長。

○成田スポーツ振興課長 そういたしますと、議案第64号、鳥取県と米子市が共同で整備する体育館に係る事務の委託に関する規約を定める協議について御説明申し上げます。

これは、鳥取県と米子市が共同で整備する体育館に係る事務を米子市が鳥取県から受託するため、その規約を定める協議をすることについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。規約につきましては議案書につけさせていただいておりますが、委託事務の範囲といたしましては、施設及び設備の建設及び整備、管理及び運営、使用料及び使用料金設定、使用許可及び使用料の徴収、行政財産の目的外使用、備品の購入、管理、処分等、大規模修繕に係る設計、施工、監理等に関する事務としております。また、委託事務を含む新体育館に係る事務の管理及び執行に要する経費は、鳥取県及び米子市が相互に負担することとしております。

説明は以上でございます。

○田村委員長 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

奥岩委員。

- **○奥岩委員** 第3条の3項のところにも記載してあるんで確認なんですけど、経費の負担なんですが、最初から何割何割って決まるわけではなくて、その都度協議されるっていう理解でよろしいですよね。
- ○田村委員長 成田スポーツ振興課長。
- **○成田スポーツ振興課長** それにつきましては、鳥取県と米子市で負担割合を定めて、それに基づいて支払いをすることになります。その負担割合につきましては、鳥取県と米子市で覚書を交わしまして負担することになりますが、現在協議しております負担割合は、鳥取県と米子市で1対1とする、そう聞いております。以上です。
- **〇田村委員長** よろしいですか。
- ○奥岩委員 はい。
- **〇田村委員長** ほかにございませんか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆さんの御意見をお願いいたします。 又野委員。

- **○又野委員** これも同様な理由なんですけど、PFI事業が前提の規約の話になっていますので、これも同様の理由で反対をさせていただきます。
- 〇田村委員長 反対意見ですね。
- **〇又野委員** はい。
- **〇田村委員長** ほかにございませんか。

[「なし」と声あり]

○田村委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第64号、鳥取県と米子市が共同で整備する体育館に係る事務の委託に関する規約を定める協議について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者举手···大下委員、岡田委員、奥岩委員、徳田委員、中田委員、松田委員、森田委員〕

〇田村委員長 ありがとうございます。 賛成多数であります。よって、本件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

午前10時08分 休憩午前11時00分 再開

〇田村委員長 都市経済委員会を再開いたします。

陳情の審査をいたします。

陳情第28号、国に対し、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の延期・見直しを 求める陳情書を議題といたします。

本陳情の賛同議員であります錦織議員のからの説明を求めます。

錦織議員。

○錦織賛同議員 錦織です。国に対し、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の延期・ 見直しを求める陳情書について、賛同議員として意見を述べさせていただきます。

消費税が増税になりまして、10%になってから、そのために食料品などは8%に据え置くと、そういった二重の制度を埋め合わせする形でインボイス制度を取り入れるというふうな方式で、今年の10月から、まさにこのインボイス制度が始まろうとしています。

当初から、インボイス制度は事業者間の取引慣行を壊して、免税店の事業者、免税事業者などの営業を圧迫し、そして廃業に追い込むものだと多くの批判を浴びてきております。実際に、このインボイス制度がまさに始まろうということになりますが、これを前にしても、いまだに、ますますっていうか、個人事業主やフリーランス、また一人親方、特に最近では、イラストレーターなど、そういった方たちも、この制度がそのままやられれば自分たちはもう暮らしていけないということで、廃業をせざるを得ないというような必死な訴えが先日もされたところでございます。また、現在、課税事業者であっても、シルバー人材センターのように、支払い先の多くが免税事業者であり、その支払い先がインボイス登録してない場合は仕入れても税額の控除ができず、多額の税負担が発生するということになります。

そういったことなどからも、このままインボイス制度が実行されるということになれば、地域の経済なども、この日本の経済を支えている小さな事業者、そういった方たちが廃業に追い込まれるということになってしまいます。ますます経済が、これは回復するというよりも落ち込んでいく、取り返しのつかないことになるということがありまして、今回の陳情、延期・見直しを求める陳情書はそうした皆さんの叫び声だということを、ぜひ皆さんにも御理解していただきたいし、経済の活性化のためにも絶対にこれを許してはならないというふうに、インボイス制度を実施するということは許してはいけないというふうに思います。ぜひとも、インボイス制度の導入の延期・見直しを求めるこの陳情に賛同いただきまして、意見書を採択して、国会、政府に送っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

〇田村委員長 賛同議員の説明は終わりました。

賛同議員に対して質疑はございませんか。

松田委員。

- ○松田委員 先ほど、シルバー人材センターについては、何かほかの制度というか、出口というのが、何かあったんじゃないかなという記憶があって、必ずシルバー人材センターも、もうインボイス制度、登録しないといけなくなるわけではないのかなという認識があるんですけど、いかがですか。
- 〇田村委員長 錦織議員。
- ○錦織賛同議員 まだ、そのことは確定されたっていうことは、ちょっと私は聞いてないんですけれども。
- **〇田村委員長** よろしいですか。

ほかにございませんか。

[「なし」と声あり]

〇田村委員長 ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

- ○田村委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。採決に向けて、御意見をお一人お一人お願いをいたします。 それでは、又野委員から、順番にこうお願いします。 又野委員。
- **○又野委員** 消費税の課税業者は全国で300万事業者だと言われています。免税事業者というのが約500万というふうに推定されているようです。その中で、今現在、少し前の話になるんですけども、インボイスの登録数というのはまだ300いってない事業者の数ということで、その登録事業者はやっぱりほとんどが課税事業者ということで、免税事業者の多くは登録できてない状況です。このような状況でインボイス制度を始めると、免税事業者、取引から排除されるおそれが非常に高いと言われています。仕事を続けることができなくなります。インボイスの登録をしたとしても、結局、納税の負担が増えますんで、仕事を続けられなくなると言われています。

いずれにしましても、今、インボイス制度を始めれば多くの小規模、零細事業者が廃業になるということから、このような陳情書が出ています。陳情の趣旨にもあるように、日

本商工会議所や全国中小企業団体中央会などをはじめ、もう本当に様々な団体や組織がこのインボイス制度の延期・見直しを求めているのは、そのようにたくさんの小規模事業者が廃業に追い込まれるからだということはもう間違いないということだと思います。

米子市においても、中小、零細事業者が免税事業者が多いというふうに言われています。 その多くは廃業に追い込まれ、この米子市の経済にも大打撃を与えることになりかねない インボイス制度は延期して、その間、見直し、できれば廃止をしたほうがいいかと思って いるんですけれども、この陳情書の延期・見直しをしなければならないと考えております ので、賛同、賛同といいますか、採択を主張いたします。

〇田村委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 不採択でお願いいたします。こちら、いわゆるインボイス制度なんですけど、何年か前から国のほうでも周知をしておられて、こちら、事業者さんに対しては、いろいろと周知プラス補助制度等もあったように記憶をしておりまして、このたび陳情でもいろいろと御心配をいただいて出していただいてるのかなと思いますが、消費税に関してのことになりますので、こちら、私といたしましては、国のほうが広報しているとおり、このインボイス制度によって、この消費税の価格転嫁の困難な事業者さんも、より明確にそこがはっきりするというふうに理解しておりますし、周知もこの数年間ずっと続けてきておられますので、そちらに対しても十分であるのではないかなと考えております。今後、多くの混乱があるのではないかというような懸念事項もございますが、今までの制度に対しては、いろいろと御説明もありましたし、特に事業者さんにとってはそこまで混乱がない状況と考えますので、より消費者さんにとっては分かりやすい制度、また事業者さんにとっても、繰り返しになりますが、消費税、価格転嫁しやすい制度だと思いますので、こちらに対しましては不採択でお願いいたします。

〇田村委員長 徳田委員。

○徳田委員 私も不採択を主張します。インボイスというのは、もともと発注側に対して 受注側が発行するものでございまして、事業者が納める正確な消費税額を証明するための 請求書であるとの位置づけでございます。

先ほど、いろいろ小規模事業者云々というお話もございましたが、時限措置ではございますけども、6年間は受注側が免税事業者のままでも、発注側が一定割合の金額、具体的に言いますと、2026年9月まで仕入れ税額の8割、2029年9月まで仕入れ税額の5割を控除できる激変緩和措置が既に講じられとるところでございまして、この辺の周知徹底を含めて、より制度において丁寧に説明をした上で、インボイス制度の理解を得ていくことが重要であるというふうに考えております。

また、2023年度与党税制改正大綱で、免税事業者がインボイス発行事業者に移行した後の税負担軽減割合も措置されまして、2026年9月までは売上税額の2割の消費税を納めればよいということになっておるところでございますので、その辺の実態をしっかりこの事業者のほうに徹底していただくことが、まず肝要ではないかというふうに考えますので、不採択を主張いたします。

〇田村委員長 岡田委員。

〇岡田委員 私も不採択を主張いたします。今、奥岩委員も徳田委員もお話をされたとおりだというふうに思いますので、インボイスによって税額が明確になることや、中小事業

者にとっても適正な価格転嫁を行いやすくなるといったメリットが期待されており、適正な課税を行うために必要な制度と考えております。経過措置として、先ほどお話がありましたけれども、4年間の準備期間を設けるとともに、さらに6年間にわたって免税事業者からの仕入れについて一定の仕入れ税額控除実施を、3年間は消費税相当額の8割、その後3年間は5割の仕入れ税額控除が可能ということを認めるなど、事業者の準備のための十分な経過措置も設けておられるということで、私は不採択を主張いたします。

〇田村委員長 大下委員。

○大下委員 採択でお願いします。理由といたしましては、10月からの開始予定となっており、既に準備が進んでいる中ではありますが、そもそも免税制度の目的は、個人事業主などの事務手続の簡素化であり、この制度の導入は個人事業主の事務作業を増やすだけでなく、個人及び小規模事業者と農業事業者の事業活動の自粛、ひいては経済への悪影響が懸念されるのではないかと思いますので、採択でお願いいたします。

〇田村委員長 中田委員。

○中田委員 私は不採択でお願いします。先ほど、小規模事業者の懸念というのは、私も大下委員が言われるように、その懸念は持っておりますが、ただ、やはり消費税がどういう税で、どういうために使われる税かということでも、消費税をどう組み立てるという考え方の根本論から考えると、この税の徴収のやり方とか転嫁のやり方については、まだまだ不十分な点もある中ですけれども、やっぱり適正な転嫁の仕方ということを進めていく必要が私はあると思っておりますので、制度設計の中での不十分さはまだまだ残していると、私は正直思っておりますが、まずはこの消費税をきちんとした体系に持っていくための進め方として、しかも、もう10月を控えたこの時期までに多くの事業者が既に準備を進めております。そういった中で、今のこの時点でこういった延期だとか見直しだとかということは、逆に大きな混乱を及ぼすと私は思っておりますので、不採択を主張します。

〇田村委員長 森田委員。

○森田委員 私は採択を主張いたします。いろいろな御意見があろうかと思いますけれども、実際に、金銭的な部分だけでなくて事務負担もかなり増えるであろうと言われているところも非常に懸念しているところでありますし、実際に、インボイス制度を実施せずとも軽減税率制度の運用ができているものだというふうに考えておりますので、絶対に2023年10月から実施しなければならないものではないというふうに考えております。以上の理由から採択を主張いたします。以上です。

〇田村委員長 松田委員。

〇松田委員 私は不採択でお願いします。いわゆる益税といいましょうか、免税事業者について、消費者から消費税を受け取るけれども納税が免除されている状況というのが、やはり私は違和感があると感じます。負担軽減措置というのも取られるということを踏まえて、私は不採択でお願いします。

〇田村委員長 ありがとうございました。

それでは、これより採決をいたします。

陳情第28号、国に対し、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の延期・見直しを 求める陳情書について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者举手…大下委員、又野委員、森田委員〕

〇田村委員長 ありがとうございます。 賛成少数であります。よって、本件は、採択しないことと決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第28号について、委員会審査報告書に記載する 意見の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長に おいて集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

〇田村委員長 御異議ございませんので、そのようにさせていただきます。

賛同議員の錦織議員、ありがとうございました。

[錦織賛同議員退席]

○田村委員長 次に、経済部から1件の報告があります。
米子国際会議場の指定管理者について、当局からの報告をお願いいたします。
田仲観光課長。

〇田仲観光課長 そういたしますと、米子国際会議場の指定管理者についての報告でございますが、今年度で指定期間が満了します米子国際会議場の令和6年度以降の指定管理者の選定に向けた適用方針に係る報告でございます。

内容はお手元の資料のとおりでございますが、現在の指定管理者であります公益財団法人とっとりコンベンションビューローを、引き続き令和6年度以降も指定管理候補者として考えているところでございます。今後のスケジュールになりますが、記載のとおりでございまして、12月には指定管理者が決定する予定でございます。

報告は以上でございます。

○田村委員長 当局からの説明は終わりました。 委員の皆さんの質疑、御意見をお願いします。 松田委員。

- **〇松田委員** 確認で。この非公募になるのは、どういう理由からなんでしょうか。
- **〇田村委員長** 挙手をお願いします。

田仲観光課長。

- ○田仲観光課長 この米子市が所有する米子国際会議場につきましては、米子コンベンションセンターの一部の施設なんですけども、米子コンベンションセンターにつきましては県のほうが指定管理制度を行っておりまして、やはり、この県と同一の指定管理者になったほうが、コストの面ですとか、利用者の利便性の観点から考えたときに効率的であると思いますので、そういった対応を取らせていただいておるところでございます。
- 〇田村委員長 松田委員。
- 〇松田委員 分かりました。
- **〇田村委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

〇田村委員長 ないようですので、以上で、経済部からの報告を終わります。 都市経済委員会を暫時休憩いたします。

> 午前11時19分 休憩 午前11時22分 再開

〇田村委員長 都市経済委員会を再開いたします。

下水道部から2件の報告がございます。

まず、「米子市生活排水対策方針」の見直しについて、当局からの報告をお願いいたします。

横木下水道企画課長。

○横木下水道企画課長 それでは、お配りしております資料の1枚目を御覧ください。令和9年度以降における「米子市生活排水対策方針」の見直しについて、御説明いたします。 2枚目に別紙として概要版をおつけしておりますが、平成31年2月に米子市生活排水対策方針を策定いたしました。

主な内容といたしましては、公共下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水、この3つの 手法によりまして、汚水処理人口普及率の向上を図っていくという内容でございます。これに基づきまして、現在、汚水処理人口の普及に努めているところでございます。

この生活排水対策方針は中期目標を令和8年度末としておりますので、令和9年度以降 の方針を定めるため、今年度から内容の見直しに取りかかるというものでございます。

主な見直しの理由ですが、見直しに伴う課題などの詳細につきまして、担当のほうから 御説明を差し上げます。

- **〇田村委員長** 折戸下水道企画課下水道企画室長。
- **〇折戸下水道企画課下水道企画室長** そういたしましたら、現在の生活排水対策方針、これについて、今、公共下水道の整備を主体としておりますけども、その方針を、今後、合併処理浄化槽の普及促進を主体とする対策へ移行する理由、それに伴う主な課題、今後のスケジュールについて、お手元の資料を基に、順を追って説明をさせていただきます。

まず、お手元の資料の2番目の項目、生活排水対策の見直しについてで、その見直し理由を記載しております。(1)では、国の10年概成方針以降では、現在の整備に係る工事量の維持が困難となる。そして、(2)として、合併処理浄化槽の水質浄化能力が、下水道終末処理施設と同様に水質処理基準が満たせる。そして、次の(3)、次のページ、(4)と、それぞれ理由を記載しております。以上の4点が、生活排水対策を見直すに至った理由でございます。

そして、次のページになりますけども、現行の生活排水対策の方針に伴う主な課題についてでございますが、本資料の3番目の項目、生活排水対策方針の見直しに伴う主な課題などについてというところで記載しておりますが、(1)から(4)に大きく4つの課題があると認識しております。また、これらの課題解決に必要な検討事項を、各課題ごとにアからウのとおり記載しております。今後も、これらの課題解決に向けた検討を行い、生活排水対策方針の改定に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に、生活排水対策方針の見直しや改定における今後のスケジュールでございますが、 本資料の4番目の項目、今後のスケジュールで年度ごとの予定を記載しております。令和 7年度末に米子市生活排水対策方針の改定を行って、9年度には改定した生活排水対策方 針の運用を予定しております。それに向けてこのスケジュールを組み、取り組んでいきた いと考えております。

説明は以上でございます。

○田村委員長 説明は終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見をお願いいたします。 奥岩委員。

〇奥岩委員 今後の課題を踏まえて対策方針の見直しをされるということなので、理解いたしました。課題上げていただいたところも、我々がふだん気になるようなところですし、今までも議論になったようなところかなと思いますので、よろしくお願いします。

1点質問なんですけど、合併浄化槽なんですが、こちら、今、補助を出して、合併浄化槽への切替えをしていただいているところだと思うんですけど、国も10年概成が、令和9年度ですかね、9年度以降どうなるか分からないというところで懸念材料だとは思うんですが、現在予定している合併浄化槽に接続していただきたいところの世帯数の残りはどれぐらいになりますでしょうか。

- 〇田村委員長 遠藤下水道営業課普及担当課長補佐。
- **○遠藤下水道営業課普及担当課長補佐** 弓浜部を中心に、補助金の案内ということで戸別 訪問をさせていただいております。その対象の戸数ということで御報告差し上げたいと思います。まず、単独処理浄化槽については2,807基、くみ取りについてはおよそ1,000基、こちらはちょっと、くみ取りは市のほうで把握しておりません。正確な数字は把握しておりませんので概算になりますけれども、合わせまして3,800基ほどが対象になっております。
- 〇田村委員長 奥岩委員。
- ○奥岩委員 今、対象約3,800で、これだと確かに懸念材料を上げていただいてる10年概成のところで間に合うかどうかっていうような計画というか、予定だと思いますので、引き続き、今、訪問されているということでしたので、こちらの補助制度の周知と、そちらももちろん頑張っていただいて、今もしていただいてるんですけど、この計画見直しにもそういったところがどういうふうに反映されるかというところで、課題にも上げておられます公平性の担保はどのようにできるかというところも、しっかり見直しのところで反映いただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。
- **〇田村委員長** ほかにありませんか。

[「なし」と声あり]

〇田村委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、令和5年度社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金(下水道部所管分)について、当局からの報告をお願いいたします。

横木下水道企画課長。

○横木下水道企画課長 それでは、お手元の資料の3枚目を御覧ください。令和5年度社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の下水道部所管分の国の配分状況について御説明をいたします。資料の上半分につきましては、今年度の要望額、交付配分額の表でございます。資料の下半分につきましては、上の表をグラフにしたものが一番右側でございます。左側につきましては、前年度、それから2年前の交付額、それから交付率を比較のためにグラフにして見せております。

今年度の配分状況につきましては、上の表で説明をさせていただきます。表を御覧ください。社会資本整備総合交付金、管渠の新設などに係るものでございますが、こちらにつきましては、青い色で色をつけております。一番上の行が小計でございまして、下 2 行は

内訳でございます。小計額で御説明をさせていただきます。要望額 6 億 1 , 1 9 0 万に対しまして、配分額が 5 億 3 , 4 8 0 万円、配分率は 8 7 . 4 % でございました。それから、薄いオレンジ色、防災・安全交付金でございます。こちらは改築などに係るものでございますが、要望額が 2 億 6 , 8 2 0 万に対しまして、配分額が 1 億 6 , 8 4 2 万円、配分率は 6 2 . 8 % でございました。配分率が 1 0 0 % になりませんでした理由につきまして、県を通じて国に確認いたしましたところ、令和 5 年度につきましては、全国的に要望額が多かっため 1 0 0 % の配分にならなかったというふうに聞いております。

対応といたしましては、新設管渠につきましては、路線の見直しなど工事内容の精査を行いまして、今年度行うべき工事量が確保できるように努めてまいります。それから、防災・安全交付金、改築などにつきましては、同じく工事内容の精査などを行いまして、優先度、緊急度の高いものから順次行っていく予定でございます。

説明は以上でございます。

○田村委員長 説明が終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

〇田村委員長 ないようですので、以上で、下水道部からの報告を終わります。 都市経済委員会を暫時休憩いたします。

午前11時34分 休憩午前11時42分 再開

〇田村委員長 都市経済委員会を再開いたします。

都市整備部所管について審査をいたします。

議案第63号、米子駅南駐車場及び米子駅南駐輪場の指定管理者の指定についてを議題 といたします。

当局の説明を求めます。

遠﨑建設企画課長。

○遠崎建設企画課長 それでは、議案第63号、米子駅南駐車場及び米子駅南駐輪場の指定管理者の指定について御説明いたします。お手元の資料の指定管理者候補者の選定結果について(建設企画課)を御覧ください。

令和5年7月末供用開始の米子駅南駐車場及び米子駅南駐輪場を一括して管理する指定管理者の指定について、議決を求めるものでございます。今回、指定管理者に指定する者は、令和8年度まで米子駅前地下駐車場及び米子駅前地下駐輪場及び万能町駐車場の指定管理者に指定しております株式会社大幸電設で、非公募で指定するものでございます。業務の範囲及び管理の基準につきましては、意見書に記載のとおりでございます。指定の期間につきましては、駐車場は令和5年7月30日から令和9年3月31日までです。駐輪場につきましては、令和5年7月29日から令和9年3月31日までとなっております。なお、駐車場の供用開始が1日異なります理由につきましては、7月29日のがいなロード開通イベントで敷地を使用して行いますので、翌30日からの供用開始となります。

説明は以上でございます。

○田村委員長 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いします。

松田委員。

○松田委員 私のほう、この指定管理については、駅の地下駐車場管理されているということで、こちらの業者さんというのは分かるんですけれども、この指定管理者の候補者選定基準の評定票を見させていただくと、6ページの当該法人等が、下の4番の(1)のところですけど、法人等の経営状況に問題はないかっていうところで、「普通」に丸がついてますね。これは私、この決算見ると、直近見ると、赤字で、それで債務超過ですね。そういう状況で、この3、「普通」という丸がつくっていうのが、ちょっと私としては本当に3なのかという感覚なんですが、その辺りいかがでしょうか。

〇田村委員長 遠﨑建設企画課長。

○遠崎建設企画課長 大幸電設は主に駐車場関係の機器の設置だとか、保守や駐車場管理の運営とか、ほかにやっておられるんですけども、そういった事業が主な経営の状況になっておりまして、駐車場収入の減少が会社の業績の悪化っていうことはなってるんですけども、コロナの影響、これも大きいというところでございまして、令和5年の4月末の決算はまだ確定はしてないんですけども、社内の、特に電気事業だとかの効率化だとか、コロナの影響が今回薄れてきておりまして、駐車場の事業だとか、電気事業、ともに上向きの状況だというふうに業者さんのほうから聞いておりまして、今後は持ち直すものというふうに考えておりますので、経営状況は大丈夫じゃないかなということで考えております。

〇田村委員長 松田委員。

○松田委員 私は、この事業の選定がというよりか、この評価が、債務超過の状態で、それで3という「普通」につけられるのが、本当にこの評価をされてる資料のところできちんと見られてるのか、形式的になってないのかなっていうのが、懸念があるんですけど。それともう一つ、この同じ7ページのところで、この収支試算書がありますね、この収支試算書を見ると、市の試算と大幸電設の試算が同じ数字じゃないですか、これも何か形式的に見えてしまうんです。その辺りいかがなんでしょうか。

〇田村委員長 岡島建設企画課総務担当課長補佐。

○岡島建設企画課総務担当課長補佐 では、まず1つ目の御質問で、6ページの4の(1)、法人の経営状況に問題はないかにつきまして、普通評定になっている理由についてでございます。これにつきましては、この評定基準、何を基準にしているかと申しますと、今の駅の地下駐車場、駐輪場の指定管理者の状況をどうしても基準に評定を行っているというところでして、今現在、令和8年度まで指定管理者というのが、同じ大幸電設ということになりますので、ほかの項目、一部例外はございますけども、どうしても、基本的には普通の評定になっておるというところでございます。

それから、質問の2点目でございますが、7ページの上の市の試算と、それから下の大幸電設の試算というところが同じ数字になっているというところなんですけれども、こちらも人件費など独自で試算した部分もございますが、どうしても市のほうもノウハウがない部分がございます、駐車場の管理などに。それの例えば試算などにつきましては、一部大幸電設、現在の指定管理者の駅南を参考に試算をさせてもらったところもあるので、金額としては一致している部分もある、合計額が一致している部分もあるというところでございます。以上でございます。

〇田村委員長 松田委員。

- **〇松田委員** 今、この収支試算書については、何とか理解というか、先ほどあった法人の経営状況の審査について、比べるところが同じところで、3以外に出るということがあるんですか、どうなんですか。
- **〇田村委員長** 岡島建設企画課総務担当課長補佐。
- ○岡島建設企画課総務担当課長補佐 絶対評価と相対評価という部分が、6ページの評定表にはあるんですけども、この4の(1)という経営状況に問題はないかというところは、どうしても相対評価、市全体で指定管理を決める上で相対評価をする部分になっているところから、相対評価として今回評定をつけさせてもらったところでございます。

それと、やはり毎月、大幸電設とは、今、地下駐車場などの指定管理でございまして、毎月の打合せですとか、それから、直近の決算は出ておりませんけれども、経営状況についても問題はないかという部分をヒアリングなどを行いながら、毎月過ごしております。その中で、今、令和8年度まで駅北の地下駐車場の指定管理になっている年度と同じ年度まで大幸電設が指定ができるのかどうかという判断から、そこについては、今はコロナの影響で経営が悪化している数字も出ておりますが、それについては問題はないというところで普通評定をつけさせてもらっております。以上でございます。

- 〇田村委員長 松田委員。
- **〇松田委員** 私はなかなか納得できませんけど、私としては、例えばこのやや劣っている にして評価してあげればいいと思うんですけど、形式的になってないかっていうのをちょ っと私は心配して質問しました。以上です。
- 〇田村委員長ほかにありませんか。中田委員。
- ○中田委員 評定票は、大体見れば理解できるところで、この評定に至った部分の中で少し伺っておきたいのは、例えば今後の在り方について具体的な提案があるかどうかだとか、使用者の実態を把握して、そういったものに対する、要は実現策を検討されて、全て要は「普通」になってるんですね。前年度、この南側の駐車場の計画のことを説明を受けた際に、委員会のほうで、本会議場でもそうですけど、そのとき私も申し上げたのは、この南側の駐車場が、同じ管理者の下で、駅地下駐車場と万能町との流れになってくるから、共通して利用料金体系から使えるという話があったときに、プリペイドカードなんかのどう買うのかという話から、現在のところで買ってもらいますという話でしたよね。今回、南側なんで、そのときに要望として出したのは、あそこの地下1階のところの事務室に行って購入しないといけないんですね。しかも、それは係員の方に言って購入するということが、だったら今後、南側の利用する方にとっては、非常に不便というか、手間がかかる話なので、券売機のような形が検討できないかという要望を、そのときさせていただいたと思うんですね。そういったことも含めて状況把握をして、南側の利用に際して、これは任期の途中みたいな、契約期間の途中なのでいいんですけど、そういう状況というのは事前に説明というか、協議の中では話は出していただいているんでしょうか。
- **〇田村委員長** 遠﨑建設企画課長。
- **○遠崎建設企画課長** 先ほどちょっと説明しまして、定期的に打合せをしとるということで、今回、大幸電設さんの継続ということなんですけども、その中で、こういった話がありましたっていう話は常にやっております。その中で、今回はもう継続してやっていただ

く事業ですので、そういった予算というか計画書の中には入ってないんですけども、今後 そういったことで、うちのほうでも検討していかないけないというふうに考えております。

〇田村委員長 中田委員。

○中田委員 ぜひ、その検討を進めていただきたいと思います。先ほど経営の話も出てましたけど、もともと機械式をやめて、要は収益となる台数そのものが現在減ってしまっている状態から、収入はこの間減ってきた、機械式をやめてから台数は減った、以前よりは。逆に、その人件費率を落とすっていっても、機械式の分に係る人件費は減らせれたけど、例えばあそこの排気ガスを出すための誘引ダクトシステムに対応するための管理だとか、それから、トラブル対応だとかいうことを考えると、削る人数にしたって、人的な部分については限界があると思うので、今の2名、2名体制なのかちょっとよく分かりませんが、いっぱいいっぱいのところまで人件費率を減らしたけど、機械式をやめた分だけ、要するに収入源としては、人件費率的には上がってしまっている状況が続いてきたので、そういう面では、もう駐車台数が増えていくっていうことは、経営環境としては逆に私はよくなると思ってるんですね。

ただ、一方で利便性の問題というのは、南北に分かれているところからいくとあるので、実際、今も行って、係員の人があそこにいないときがあるんですよ。そうすると、プリペイド、私結構、ヘビーユーザーだと思うんで、行くと、待っとらんといけんかったりするときもあるんですよ。来られて、そうすると、中のロッカーのほうから、ちょっと待ってごしないよって言って出してきて、何ぼのやつですかっていうやり取りになるんです。領収書、要りますかみたいなやり取りなるので、導入できれば、次回の更新時に向けて、やっぱり券売機みたいなものの検討っていうのは、ほかのところでも結構そういう券売機ってあると思うので、そんなに難しい話でないんじゃないかなって思ってますので。ちょっとそういう手のかからん、これ以上に多分、人件費率を減らそうと思うと、その誘引ダクトシステムは排気ガスを出さないなんでできないわけで、そうすると管理方法とか、いろんなことを検討することを次回更新期までには、こっちもやっぱりいろいろ検討して、どういう指定管理の出し方をするかっていうのを考えていく必要があると思うんです。ぜひそういった体系に役立つ、次期更新時に役立つようなことは引き続き協議、検討を進めていただきたいということだけ要望しておきたいと思います。

〇田村委員長 ほかにございませんか。 岡田委員。

○岡田委員 先ほど御説明いただいた中で、あんまり米子市のほうも分からないんで、7ページの、大幸電設さんのほうの数字と大体同じになったのは、当局のほうがよく分からないので参考にさせてもらったということだったんですけど、やっぱり一定の知識というか、一定の情報を当局が持ってないと、向こうの出された試算を参考にして、うちがつくりますってするんだったら、比較検討する意味がなくなってきますので。指定管理者の方にやっていただくっていうことは、米子市のほうに知識が全くなくってもいいですよっていう話じゃなくて、一定の知識があって、指定管理者の方がよりよくできるようにやっぱり一定の指導っていうのはする意味があるんだろうと思うんですね。今これ、評価を見ますと、だいだい中間ですよね。令和8年度まではこれでやっていくことになってますけど、先ほど中田委員のほうもおっしゃいましたけど、それ以降に、この中間の評価がやっぱり

上がっていくように、その先は公募になるかもしれませんから、いろんな業者の方が入ってこられるかもしれませんけれど、やっぱり当局のほうで一定の知識の集積があってアドバイスができるようなことを、特に、米子駅のがいなロードも開通していくわけですから、この地下駐車場、地下駐輪場も、ただ単に安い金額で管理してもらえばいいんですよという話なのか、もっと有意義な使い方があるのか、そういうものをやっぱり指定管理者さんのほうにも求めていけるぐらいの知識をぜひ持っていただくように、要望しておきたいと思います。

〇田村委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と声あり]

〇田村委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆さんの御意見をお願いします。

[「なし」と声あり]

○田村委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第63号、米子駅南駐車場及び米子駅南駐輪場の指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と声あり]

〇田村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきもの決しました。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

午前11時59分 休憩 午後 1時16分 再開

〇田村委員長 都市経済委員会を再開いたします。

都市整備部から3件の報告がございます。

まず、令和5年度社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金(都市整備部所管分) について、当局からの報告をお願いします。

岡島建設企画課総務担当課長補佐。

○岡島建設企画課総務担当課長補佐 それでは、本市のインフラ整備の財源に活用しております令和5年度の社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金(補助金)の都市整備部所管分の配分状況について説明いたします。お配りしておりますA3サイズの資料を御覧ください。

資料の左側から令和5年度の要望額及び配分額、中央には令和4年度の要望額及び配分額、右側に市の令和5年度の予算と交付対象事業を記載しております。そのうち、主な事業につきまして説明いたします。なお、令和4年度の国の2次補正予算に係る追加配分は本年度、令和5年度分の前倒しとしまして、5年度の当初予算と一体で形成されていることから、併せて記載しておりまして、その合計額で御説明させていただきます。

最初に、資料の左側の事業区分が一番上の道路、交付金種別が上から2つ目の防災・安全交付金(パッケージ20)につきましては、本市の道路維持補修事業、道路照明灯整備事業、除雪事業に充当しております。要望額①の欄ですが、1億6,034万5,000円に対しまして、配分額は②のところで、9,384万9,000円となっております。この

配分額でございますが、市の予算を超えることから、事業の進捗を図るため、先ほど本市 の予算の増額補正につきまして御説明させていただいたところでございます。

次に、その下の防災・安全交付金、パッケージ26でございます。新しいパッケージでございまして、市道外浜街道線(浜橋)改良事業など3事業について、補助率が事業費の50%でありますパッケージ18から、今回、補助率55%のパッケージ26へ変更しております。

次に、その下の街路関係でございます。米子駅南北自由通路等整備事業、米子駅北広場ウォーカブル推進事業に充当いたしますパッケージ24でございますが、要望額①6億445万円に対しまして、配分額②5億9,169万円、配分率97.9%と、ほぼ満額配分となっております。なお、このパッケージ24の配分額は、表で掲載しました今年度全ての交付金、補助金合計のおよそ半分を占める額であります。この4年度のパッケージ24、4年度の24の配分額④10億8,350万と比較しますと、前年比は54.6%と大きく減額しておりますが、この減額の理由は、来月供用開始をしますがいなロードなどの完成によりまして、事業費が今年度減少したためでございます。

以上、主な事業につきまして説明いたしました。

社総金、国庫補助金の合計につきましては、資料の一番下でございます。総要望額①14億699万4,000円に対しまして、配分額は12億3,041万7,000円、配分率は87.5%、前年比は75.3%となっております。減額の主な理由は、先ほどのパッケージ24、米子駅南北自由通路等整備事業の事業費が減少したためでございます。

また2ページ目には、本市に対する社総金全体の配分状況を、年度当初の状況で比較したものを添付をしております。

以上、令和5年度の社会資本整備総合交付金の配分状況について御説明いたしました。 本市といたしましては、今後も国の補正や追加配分など、引き続き国の動向を注視しつつ、 より配分が受けやすい要望の検討を行うほか、地方債の活用などにより、本市のインフラ の整備のための財源の確保に全力を尽くしてまいりたいと思います。

説明は以上でございます。

○田村委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いします。

〔「なし」と声あり〕

〇田村委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、市道米子駅目久美町線の歩行者利便増進道路(通称ほこみち)の指定について、 当局からの報告をお願いします。

遠﨑建設企画課長。

○遠崎建設企画課長 そうしますと、市道米子駅目久美町線の歩行者利便増進道路、通称 ほこみちの指定について御説明させていただきます。委員会資料の市道米子駅目久美町線 の歩行者利便増進道路(通称ほこみち)の指定についての御報告ということで、資料を御 覧ください。

このほこみち制度は、令和2年11月に道路法が改正されまして、歩行者利便増進道路、 通称ほこみちの制度が創設されました。ほこみち制度は、道路管理者が歩行者利便増進道 路の路線をまずは指定しまして、その路線内に利便増進誘導区域を設定することで、その 区域内は道路占用制度の無余地性の基準が緩和されまして、道路占用許可が柔軟に認められるようになる制度でございます。

資料の裏のページを御覧ください。中段から下段にかけまして、標準断面図とイメージ図がございます。歩行者が安全に通行可能なスペースを歩道内に確保しまして、標準断面図で見ますと、計画の断面図で、歩道内の黄色い部分が歩行者通行区間となり、これを2メートル確保しております。外側の赤い空間が沿道利用が可能な、これが利便増進誘導区域という空間になります。左下の写真のように、民地部分と歩道の官地部分、これが赤い部分となりますが、これを合わせて一体利用が可能となります。今までは許可されなかった、利用できなかったテーブルや椅子、看板といったものを歩道内に占用することが可能になるということです。また、自転車につきましては、歩行者と自転車を分離して、歩道側の水色の路肩の舗装部分を走行することとしております。

今日、御説明させていただきましたのは、歩行者利便増進道路としての路線を指定する内容でございますけども、今後につきましては、7月中に、この延長331.2メートルの区間の路線を指定を公示しまして、7月中には、ここの工事を発注予定としております。今回の路線の指定の公示となりますけども、完成後は、これは予定としましては令和7年3月予定しておりまして、完成後は利便増進誘導区域の指定を公示しまして、区域の指定後には、占用申請を受けまして、実際に沿道での占用が可能ということになります。また、この路線以外に、この増進道路の指定を考えている路線につきましては、元町商店街の市道元町通り線、法勝寺商店街と本通り商店街の市道本通り東線と、える・も一る1番街の市道角盤通り線の3路線を考えておりまして、路線の指定を工事発注前に行うこととなっておりまして、各路線の発注前になりましたら、何らかの形で、議員の皆さんのほうには情報提供させていただきたいと考えております。

説明は以上です。

〇田村委員長 説明は終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見をお願いします。

松田委員。

〇松田委員 大体内容、分かったんですけど、出来上がりというか、その利便増進道路指定をした後は、この道路の周りに店舗とかができて、にぎやかになって歩行者が増えるというようなイメージだと思うんですけど、具体的に、例えば店舗を何店舗増やしますよとか、そういう数字的なもので目標というか、目指すべきところがあれば、教えていただければなと思うんですけれども。

- 〇田村委員長 遠﨑建設企画課長。
- **○遠崎建設企画課長** 先ほどもちょっと数字の御指摘がございましたけども、店舗の数の 予測はしておりませんが、現在もう既に、民家やコーポが建っているところもございます。 そういった区画を除くと、数区画、駐車場とかで利用されている部分がございます。想定 はちょっと難しいのですけども、1区画当たりの面積も大きい区画もございますので、で きる限り多くの店のほうに出店していただけることをちょっと期待しているというところ でございます。
- 〇田村委員長 松田委員。
- ○松田委員 参考までに、このほこみちの指定っていうのは、近隣とか、そういうような

ところがあったりするのか、例えばもう近くにはなく、県外だったらこういう感じですよ みたいな、イメージが沸くような説明はできないでしょうか。

- 〇田村委員長 遠﨑建設企画課長。
- **○遠崎建設企画課長** このほこみち指定は県内初めてです。ちょっと資料が、国交省の数字になるんですけども、令和5年3月31日現在で、道路管理者で指定されている数は44個の地方公共団体とか、調整局でございます。指定の路線は109路線というふうに伺ってます。
- ○松田委員 分かりました。
- **〇田村委員長** じゃあ、ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

〇田村委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、がいなロード開通並びに米子駅新駅舎開業記念事業等に係る取組について、当局からの説明をお願いします。

本干尾都市整備課長。

○本干尾都市整備課長 それでは、がいなロード開通並びに米子駅新駅舎開業記念事業等に係る取組について御報告させていただきます。お配りしております、まず資料1が、供用開始当日、7月29日のイベントの概要となっております。また、資料2のほうは、開業記念イベントの一覧ということで添付しております。

まず、資料の頭紙をめくっていただきまして、1つ目、供用開始7月29日当日の記念式典及びイベント等についてでございますが、まず、(1)に記載のとおり、当日午前9時半から、来賓約50名を招待して、テープカット、渡り初め、がいなCONの披露等の記念式典を行います。式典終了後の午前10時半に、がいなロード及び駅南広場の供用開始といたします。

それから、2に記載のとおり、当日は、米子駅南北で記念イベントとして、北側で地ビールフェスタ、南側では子ども向けイベント、またがいなロードではポケモン登場などを 予定しております。この概要については、資料1のほうで御確認ください。

それから、7月29日当日は、だんだんバスを終日無料といたします。

次の大きい項目の2つ目、記念事業の概要についてでございますが、まず目的といたしまして、がいなロード開通を契機といたしまして、歩いて楽しいまちづくりの推進とにぎわいの創出を目的としまして、(2)に記載の期間におきまして、資料2の一覧で記載しておりますイベントを実施する予定としております。これは今、6月11日現在のイベントの予定となっております。

それから、記念事業の実施に向けた取組として、(4)に広報として記載しております特設サイトをホームページ上に開設したほか、(5)に記載のとおり、駅周辺飲食店約100店舗に協賛依頼のチラシを配布しております。また、期間中は(6)に記載のとおり、だんだん広場の許可基準を緩和をしております。それから、先ほどの経済部のほうからの御説明にもありましたとおり、ウォーカブルエリアで開催する各種イベントへの助成を予定しているところでございます。

それから、裏面に、はぐっていただきまして、3つ目、これまでの経過といたしまして、4月13日に、がいなロード開通記念事業に関わる民間企業さんも含めた情報交換会を行

いまして、その後、6月2日に、この記念事業に係るキックオフ会議を開催したところで ございます。

説明は以上です。

○田村委員長 当局の説明は終わりました。 委員の皆様の質疑、御意見をお願いします。 森田委員。

- ○森田委員 1枚目、記念事業の概要についての広報関係の部分で、サイトを公開していただいているということで、拝見したら、結構、つくりもしっかりされてるサイトだなと思ったんですけども、このイベント期間が終わった後も運用していくっていうような方向性なのかっていうのをちょっと確認したいなと思ったので、もし決まっていればお聞きしたいなと思います。
- 〇田村委員長 遠藤総合政策課総合戦略室長。
- **〇遠藤総合政策課総合戦略室長** すみません、今後、イベントの終了後の特設ページなんですけど、ちょっと今、答えを持ち合わせてないので、また後でよろしいでしょうか。
- 〇田村委員長 森田委員。
- ○森田委員 分かりました。また、教えていただければなと思います。

あともう1点は、この(6)番のところの、だんだん広場の利用促進で、許可基準を緩和って書いてあるので、要はこの期間中、使いやすくしていくっていうようなことだと思うんですけれども、プロモーションも必要だと思うので、具体的にどう使いやすくなるのかっていうところが、もし分かれば教えていただきたいです。

- 〇田村委員長 本干尾都市整備課長。
- ○本干尾都市整備課長 だんだん広場の許可基準の緩和というところでございますが、まず、通常ですと、これまでですと、イベント等の一環としてでなければ、キッチンカーとか、そういったもんの出店っていうのは許可ができないということがございましたが、こういう今回のがいなロードの記念事業に併せて取り組んでいただける事業者さん等につきましては、キッチンカー単体での出店等も可能になるというような緩和をしております。それから、この期間につきましては、だんだん広場の使用料等も免除するというような緩和をいたしております。以上です。
- **〇田村委員長** よろしいですか。

ほかにございませんか。

奥岩委員。

- **〇奥岩委員** 今、森田委員からも御質問あっただんだん広場の件なんですけど、この期間中、こちら、いろいろと緩和されて使いやすくされるということなんですけど、ふだんが暑い時期なんですよね。そうすると、あそこって、広くて使い勝手はいいかなと思うんですけど、来ていただくって考えた際に、日陰がないので、そういったところの対応で、市のほうからテントを貸し出されたりとか、そういったことはいかがでしょうか。
- **〇田村委員長** 本干尾都市整備課長。
- **○本干尾都市整備課長** 今、そういったイベントをされる方に関して、市のほうで何か特に対応するとかそういったことは考えておりません。
- **〇田村委員長** 奥岩委員。

○奥岩委員 せっかくがいなロード開通で、こうやって広場のところを規制緩和していただいて盛り上げていただくので、現時点では考えておられないかもしれないですけど、ほかの担当課さんがどこになるかは分からないですけど、庁内で検討いただいて、そういった日陰をつくれるような、しつらえのところもお手伝いするようなところがあってもいいんじゃないかなと思いましたので、こちら、ぜひ検討していただけたらと思います。期間は短いので、なかなかないとは思いますけど、私も気づいたのがちょうど昨日お話をしていて気づいたぐらいですので、夏の暑い時期、今、9月になっても結構外も暑いですので、そういったときにしっかり使っていただきたいので、そこをサポートできるような体制つくっていただけたらと思います。お願いいたします。

もう1点が、今回の7月29日のは了解したんですけど、広報関係ですね、チラシ、ポスターを協賛店、関係機関に配布されるっていうことで、あとは近隣の飲食店さんにも協力依頼をかけるということなんですけど、公共交通のほうも絡んでくると思いますので、ぜひ、若い、特にお子さん方に親しんでいただきたいなと思いますんで、そういった面から考えていっても、市内の小学校ですとか中学校のところ、そういったところにもチラシを配布したりですとか、協力依頼かけてもいいかなと思いますが、いかがでしょうか。

- **〇田村委員長** 遠藤総合政策課総合戦略室長。
- ○遠藤総合政策課総合戦略室長 小学校や中学校にも案内を、周知をしてはどうかという 御質問でございます。現在、チラシを作っておるところでございまして、7月上旬の納品をめどに今、動いているところです。やはり、資料にも記載しておりますとおり、南側のイベントにつきましては子ども向けイベントを考えておりまして、今のところ保育園だったり保育所だったりっていうところにちょっと周知をしていこうとは考えておりますが、小学校、中学校について、ちょっとまた内部で検討させていただきたいと思います。
- 〇田村委員長 奥岩委員。
- ○奥岩委員 予算のこともあるとは思いますけど、お子さん方、自転車ですとかバスとか、すごく興味のある子たちも多いかなと思いますので、こういった小さい頃にせっかく通路も開通して、いろいろイベントもありますので、そこで親しんでいただいて、今後も利用していただけたらなと思いますし、また、そういったところでイベントに来ることによって、今後もそういった方々が育ったときに、駅でなれ親しんだなんていうようなことがあると、今後のシビックプライド醸成にもつながると思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。以上です。
- **〇田村委員長** ほかにございませんか。 遠藤総合政策課総合戦略室長。
- **〇遠藤総合政策課総合戦略室長** 先ほど特設ページの、イベント期間済んだ後の対応についてということで御質問いただきまして、年度末までは公開をする予定としております。 次年度以降は、今のところ未定となっております。以上でございます。
- **〇田村委員長** ほかに。 岡田委員。
- ○岡田委員 これはもう、この当日の記念式典だけでなくて、その後のイベントやなんかでもいいんですけど、例えばJRさんのほうで、何か特別列車みたいなものを境線ぐらいで走らすとか、そういうようなことっていうのはあるんですか、ないんですか。

- **〇田村委員長** 本干尾都市整備課長。
- **○本干尾都市整備課長** このイベントとか、もろもろの取組については、当然、JRさんと一緒になっていろいろと協議もさせていただいているところですが、今のところその特別列車を走らせたりとかっていうようなお話は伺っておりません。
- **〇田村委員長** 岡田委員。
- ○岡田委員 ぜひ、JRさんのほうにも当然いろいろ、当然ですので、そりゃJRさんと一緒にやってるわけですから。ただ、JRさんのほうじゃないと列車を走らせてもらうとかっていうことできないじゃないですか。ですので、子どもさんを招待して乗ってもらうとかってやなことでもいいと思うんですけど、とにかくがいなロードができたっていうことを一つの契機として、やっぱり公共交通の利用を増進していくということでいくと、やっぱし、この鉄道の利用っていうところも当然どんどんどんどん図っていかないけんってことを思ってますので、こういう注目を浴びているときにイベントすると人を呼びやすいじゃないですか、単独で何もないときにやるよりですね。ですんで、この一定の期間、開通してから、当然、マスコミの方々も取り上げていただく機会も多いと思うんで、ぜひそういったやなことも含めて、JRさんのほうと検討していただいたらというふうに思います。お願いします。
- **〇田村委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

〇田村委員長 ないようですので、以上で都市整備部からの報告を終わります。 都市経済委員会を暫時休憩いたします。

午後1時41分 休憩午後1時43分 再開

〇田村委員長 続きまして、都市経済委員会を再開いたします。

次に、広報広聴委員の選出についてを議題といたします。

本件につきましては、米子市議会広報広聴委員会要綱第3条の規定に基づき、当委員会から2名の委員を広報広聴委員に選出しようとするものでございます。意欲あふれる方にお任せしたいと考えておりますが、どなたかいかがでしょうか。

〔挙手…松田委員、森田委員〕

〇田村委員長 ありがとうございます。ただいま、松田委員、森田委員、2名の方から意 欲あふれる挙手がございました。

皆様におかれましては、広報広聴委員、当委員会を代表して、この両名、選出しようと 思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と声あり]

〇田村委員長 ありがとうございます。御異議なしと認め、そのように決定をいたします。 次に、委員派遣(行政視察)についてを議題といたします。

まず、行政視察実施の可否についてを協議したいと思います。皆様、御意見等、ありませんでしょうか。

〔「やりましょう」と声あり〕

〇田村委員長 では、皆様の御意見として実施ということで、するということでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

〇田村委員長 ありがとうございます。それでは、実施することといたします。

次に、実施時期についてを協議いたします。7月、8月につきましては、既に、公務や 会派視察、また9月定例会も始まることもありまして、日程調整が難しい状況となってお ります。したがって、10月、11月に実施したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○田村委員長 御異議ありませんので、10月、11月に実施をさせていただきます。

実施日につきましては、8月の閉会中委員会で決定したいと思います。また、視察先及 び調査項目については、8月の閉会中委員会で併せて協議したいと思いますので、希望の 調査項目等を8月10日木曜日、正午までに事務局まで提出いただきたいと思います。よ ろしいでしょうか。

[「はい」と声あり]

〇田村委員長 それでは、よろしくお願いいたします。

以上で、都市経済委員会を閉会いたします。

午後1時45分 閉会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

都市経済委員長 田村 謙介